

## 審 査 基 準

平成 22 年 4 月 23 日作成

法 令 名 : 自動車の保管場所の確保等に関する法律 ( 6 - 4 )
根 拠 条 項 : 第 13 条第 4 項
処 分 の 概 要 : 運送事業用自動車の保管場所標章の交付
原権者 ( 委任先 ) : 警察署長
法令の定め : 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 13 条第 3 項 ( 運送事業用自動車に係る届出 ) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 4 条 ( 保管場所標章の交付の手続き )
審 査 基 準 : ( 判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。 )
標準処理期間 : 1 日
申 請 先 : 保管場所の位置を管轄する警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課
備 考